

本市の地域生活支援ネットワークまいむ・まいむの「地域の体制づくり」機能の1つとして各サービス事業所のネットワークの構築を図るため各連絡会の取組、目標を整理する。

名称	設立	目指す姿	課題	令和3年度までの活動及び連絡会発足に繋がる取組内容	評価と今後の課題	令和4～5年度の活動内容（案）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1 グループホーム</p>	<p>【葵区】 R4～ 【駿河区】 R4～ 【清水区】 R3～</p>	<p>①虐待案件等により市内委託、計画相談支援事業所等から緊急ショートを受入要請があった際、可能な限りいずれかの事業所で受入可能な体制が構築されている。</p> <p>②入所施設連絡会と連携し、市内入所施設からグループホームへの地域移行を効果的に行う仕組みが確立されている。</p> <p>③静岡市障害者自立支援協議会権利擁護虐待防止部会と連携し、全事業所が虐待対応における基本的な知識、対応が行える体制が構築できている。</p> <p>④「入所施設利用待機者」を市内グループホームで効率よく受け入れることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの横の繋がりが少なく、他の事業所と連携して効果的に課題解決を行うことができない。（葵区、駿河区及び令和2年度までの清水区） ・緊急時の利用者の受け入れの受け皿として機能している事業所が少ない。 ・虐待の防止や緊急時の対応について事業所間でバラつきがある。 ・入所しやすいが、対応できないとすぐに退所させられてしまう。 ・支援者の専門的知識、障害理解等が不足している。 ・建物自体の構造が、利用者特性に添ったものになっていない。（普通の家のような構造） 	<p>【葵区】 ①グループホーム一覧表の作成についての検討 ・清水区でのグループホーム連絡会立上げについての取組内容を踏まえて葵区の委託、計画相談支援事業所とグループホームとの繋がりを強化するために一覧表の作成についての検討を行った。</p> <p>【駿河区】 ①駿河区障害者相談連絡調整会議においてグループホームとの交流の場を設定 ・令和元年11月19日に駿河区障害者相談支援連絡調整会議の中で事業所の課題解決、情報共有及び今後委託・計画相談と連携を図っていくための場として連絡会の前身としての交流会を開催した。参加した全事業所から「今後もこのような機会があれば参加したい」という意見をいただいた。</p> <p>【清水区】 ①連絡会の発足に向けた区事務局会議を通じた静岡市障害者自立支援協議会への全市での連絡会立上げについての提言 ・令和2年度中にグループホーム側から連絡会を発足させたいとの要望があったため、令和3年4月の清水区障害者相談支援事務局会議の中で連絡会発足に向けた協議を行った結果、事業所へのアンケート調査を行い、課題を吸い上げた上で連絡会を開催することが決定した。</p> <p>②連絡会の定期開催（R3～） 令和3年6月に第1回連絡会を開催し、アンケート結果を元に事業所の困り感の共有を行った。その後は連絡会の中で話し合う内容を決定することとし、令和3年度はテーマに沿った事業所ごとの支援の在り方の共有を行った。（R3は全4回開催） 現在3カ月に1度定期開催を行っている。</p>	<p>【葵区】 ・グループホーム連絡会の立上げの呼びかけを行い、初回の連絡会を開催するまでの初動をどこが中心となって推し進めていくのかが未確定。 ・立上げ後、運営事務を参加するグループホーム事業所で行い、定期的な開催の継続を行っている。 ・他の事業の連絡会等との広範囲の連携を図ることで、より多くの情報共有や、課題解決につなげていく。</p> <p>【駿河区】 ・駿河区相談事務局会議の運営事務局が中心となりグループホームへのアンケート実施し、立上げに向けた取組を実施している。 ・立上げ後、運営事務を参加するグループホーム事業所で行い、定期的な開催の継続を行うための仕組みの検討が必要。 ・他の事業の連絡会等との広範囲の連携を図ることで、より多くの情報共有や、課題解決につなげていく。</p> <p>【清水区】 ・各事業所での困りごとや課題を共有し、その中からテーマを決めて連絡会の中で検討を行うことができている。 ・今後は他の事業の連絡会等との広範囲の連携を図ることで、より多くの情報共有や、課題の解決につなげていく。 ・日中支援型の事業所を含めた新規事業所に対して、どのような方法で連絡会の周知を図っていくか。また参加施設が増え拡大していった時の連絡会運営の調整についても考えていく必要がある。</p>	<p>①勉強会への参加 ・静岡市障害者自立支援協議会権利擁護・虐待防止部会が主催する、虐待防止委員会の効果的な活用や一般的な虐待対応についての研修会に参加する。</p> <p>②事業所一覧表の作成及び周知 ・各区連絡会毎に事業所名、定員、受入可能な障害者（児）の状態像を記載した一覧表を作成する。 ・完成した一覧表は委託、計画相談、その他連携が必要な関係機関へと周知する。</p> <p>③入所施設からの地域移行の仕組み作りの検討 ・入所施設連絡会からグループホームへの地域移行が出来そうな方のリストをもらい、連絡会の中で検討する。 ・グループホームへの地域移行ができそうな入所施設担当者にグループホーム連絡会へ参加してもらい、ケース毎の具体的な移行の仕方について検討を行う。</p>

R4～

①強度行動障がい者（児）等の地域での支援が困難な方の受入先としての機能強化が図られている。

②各入所施設内でグループホーム等への地域移行が可能な方を洗い出し、グループホーム連絡会、日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価委員会との連携により、利用者の地域移行が促進されている。

③各区障害者支援課等の関係機関等と連携し、関係機関、入所施設の双方が理想とする「入所施設利用待機者」のミスマッチを解消し、効果的な利用者の受入が行えている。

④入所施設利用待機者を地域のグループホームへ効果的に繋げる仕組みが整っている。

・利用者の高齢化が進んでおり、障害者の生活支援ではなく、老人介護に近い状態となっている。

・高齢の利用者の高齢者施設への移行が進んでいない。

・空床ができた際に入居待機者リストの上位の方から声掛けを行っても本人が在宅での生活を望むなどの理由で入所を希望せず、入所に結びつかないケースが多い。

・エントリーをしてもその後事業所から全く声がかからない（事業所数の不足）

・支援者が不足している。（募集しても職員が集まらない。）

①百花園主体の連絡会の開催（H29）

平成29年5月に入所施設や病院等9事業所で地域連携検討会と称した会議で意見交換会を実施した。その中で各事業所が抱える課題を共有することができた。参加した事業所からは「今後もこのような機会があれば参加する」という意見が挙げられた。

②強度行動障がい者支援施設等サポート事業の利用（H28～）

・市内における強度行動障がいのある方の受入体制が整備されていないという状況を踏まえて、入所施設での強度行動障がいのある方の事業所の環境整備や支援を行う職員の質の向上を図るための支援を行うコンサルタントを派遣する事業を行っている。平成28年度から現在まで穴原荘、わらしな学園の2事業所がコンサルタントによる派遣を受けている。本事業の成果として2事業所からは「利用者が自立し、支援をする量が減った」「食器の破損がかなり減った」といった声が挙げられた。

・令和4年6月23日に第1回入所施設連絡会を開催する。
・各事業所が抱える課題は解決まで長期間を要するものが多く、連絡会の中だけでの解決が困難な事例が多いため、検討のみで終わらず継続的な対応の追跡が必要となる。
・強度行動障がいのある方、困難を抱える方の受入れについて課題となる事は何か、事業者側からの事実即した意見を聞き、その問題点に対してどの様に改善していくかを考える機会としても連絡会を活用していく必要がある。

①事業所一覧表の作成（R4）

②強度行動障がい者（児）等の支援が困難な方の効果的な受入の仕組み作り（R4～）

・全事業所に現在の強度行動障がい者（児）の受入状況や課題等について連絡会の中で共有してもらい、解決のための検討を行う。
・連絡会の中で令和4年度 静岡市強度行動障がい者支援施設サポート事業参加事業所（穴原荘、わらしな学園）からサポート事業を受けた成果や強度行動障がい者（児）の効果的な支援の在り方について説明してもらう。

・連絡会の中で令和5年度以降の強度行動障がい者支援施設等サポート事業参加事業所を募る（1～2事業所）

③グループホーム等への地域移行の仕組み作り

・各施設毎に地域移行を希望する方を募り、グループホーム連絡会の中で個々のケースについての移行調整を行う。

④各区障害者支援課等関係機関との入所施設利用待機者の在り方検討会議（仮称）開催

・各区障害者支援課担当者等に連絡会への参加を依頼し、双方が理想とする入所施設利用待機者の在り方についての検討を行う。

R4～

①連絡会のネットワークを活かしていずれかの事業所において可能な限り緊急的に利用を希望する方の受入を行える体制が構築されている。

②障がい児者の短期入所事業所での円滑な受入体制を整備するため、短期入所事業所の空床情報をリアルタイムで集約するための仕組みが構築されている。

・サービスを利用したいが、効果的に利用できない方の割合が42.9%と全障害福祉サービスの中で最も高い。（令和2年度静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定のための事業所アンケート調査結果）

・緊急的に利用を希望する方の受入促進のために状態が安定している時から体験利用等を認める仕組みが十分に確立されていない。

・短期入所の利用にあたっての手続きが煩雑（見学、体験、書類、診断書等）で利用開始までに時間がかかる。（利用にあたって健康診断書が必須な事業所が多く、各事業所で様式が異なるため使いづらい部分がある等）

・GHの短期入所は稼働していないところが多い。

・空床があっても障害の特性等で利用ができない場合が多い。

①短期入所事業所連絡会の開催（R2）

・短期入所事業所同士の顔合わせと意見交換の場として開催した。まいむ・まいむの事業内容の説明と短期入所事業所の好事例発表、グループに分かれての意見交換等を行った。

②短期入所共通健康診断書作成に係る連絡会の開催（R3）

・短期入所共通健康診断書の様式について市内短期入所事業所の合意を得るための場として開催。（zoom）市内短期入所事業所6箇所に参加していただき、参加できなかった事業所からは後日意見聴取を行った。

・令和4年8月22日に第1回短期入所事業所連絡会を開催する。
・日中支援型グループホームを含めた新規の短期入所事業所に対してどのような方法で連絡会の周知を図っていくか。また参加施設が増え拡大していった時の連絡会運営の調整についても考えていく必要がある。（各区ごとの開催など）

・共通の診断書様式が実際にどの程度活用され、どれだけの希望者が短期入所利用に結び付いたのか実績を調査していく必要がある。

①事業所一覧表の更新

・令和3年度に作成した事業所一覧表について新たにサービスを開始した事業所を追加し、受入可能な方の状態像等を明記する。

②障がい者（児）の円滑な受入体制の仕組み作り

・緊急時の受入希望があった際に委託、計画相談支援事業所等の関係機関と短期入所事業所の職員が迅速に相談できる体制を構築する。

・短期入所事業所に効果的に空床情報を適宜報告してもらうための方法を検討する（例：スマホで1日1回空床情報を更新してもらえるようなシステムの導入）

③短期入所共通健康診断書の利用促進策についての検討

・全短期入所事業所から短期入所共通健康診断書の利用者数を連絡会の中で報告してもらい、全事業所の利用率向上のための意識向上を図る。

・必要に応じて連絡会の中で共通健康診断書様式の見直しを行う。